

厚生常任委員会記録

令和2年12月14日（月）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時15分

○出席委員（7名）

1番 竹内博之委員 2番 成田大介委員 8番 木村隆洋委員
13番 蒔苗博英委員 16番 小田桐慶二委員 20番 石田久委員
27番 宮本隆志委員

○出席理事者（4名）

福祉部長 番場邦夫 健康こども部長 三浦直美
福祉総務課長 秋田美織 こども家庭課長補佐 川田哲也

○出席事務局職員（2名）

次 長 菊池浩行 書 記 附田準悦

【午前10時00分 開会】

- 委員長（蒔苗博英委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。
ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

議案第104号 ウェルフェアテクノハウス弘前条例を廃止する条例案

- 委員長（蒔苗博英委員） 議案第104号ウェルフェアテクノハウス弘前条例を廃止する条例案を審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。
- 福祉部長（番場邦夫） 議案第104号ウェルフェアテクノハウス弘前条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。
お手元の配付資料、ウェルフェアテクノハウス弘前条例を廃止する条例案の概要を御覧くださいようお願いいたします。
まず、1、条例案の内容についてでございます。
高齢者や障がい者に配慮した居住設備と在宅介護に有用な福祉機器のモデル展示を行うとともに、その普及に努め、在宅介護の充実を図るため、国・県の補助金を活用して設置したウェルフェアテクノハウス弘前について用途変更し、施設を廃止しようとするものであります。

次に、2、施設の概要についてでございます。

高齢化社会の進展と要介護者の増加を見据え、バリアフリーな設備や在宅介護に資する機器をモデル展示した施設であります。市民が展示している福祉機器に直接触れたり、使用体験、見学することができ、また住宅改修や福祉機器についてアドバイスを受けることができるものであります。

続きまして、3、廃止理由についてでございます。

介護保険制度による福祉用具購入費の支給、福祉用具の貸与等、利用者にとって使いやすい仕組みが普及したことや機器が更新されていないことにより、本施設の見学等の役割が希薄となっており、昨年度の一般の見学者数は2人となるなど、少ない数字で推移しております。また、福祉人材養成校等の実習施設として一定の需要はあるものの、学生の利用者数も減少している状況にあります。

以上のことから、本施設の見学・体験の場としての役割と普及による在宅介護の充実という所期の目的は一定程度達成されたことから、国・県の補助金に係る財産処分制限期間の22年が終了する令和2年度をもって廃止しようとするものであります。

なお、令和3年4月1日以降は、平成21年度から施設の一部で実施している放課後児童健全育成事業の堀越なかよし会で全館を利用するものであります。

最後に、4、施行期日につきましては、令和3年4月1日とするものであります。

以上で概要の御説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 私ども市議員もここを見学しましたがけれども、最初はなかなか、こういう器具とか、いろいろなものがあるのだとか、階段があるのに、いろいろな昇降機とか、いろいろな形で勉強になったなと思うのですけれども、その中で国・県の、ここでいう補助金の財産処分制限期間が22年で終了ということで、令和2年でもって廃止という形なのですけれども、これに対しては今、部長がちょっと説明したと思うのですけれども、今後は職員が、このパンフレットを見ると、土日は休みだけれども、あとは職員が出ていると思うのですけれども、今まで何人体制でやっていて、この職員はどういうふうになるのか。

それで、その後を利用するのは、堀越なかよし会が全館でやるというような、部長はそういう感じで説明されたと思うのですけれども、前もこの中で、なかよし会の人数とか、1階がなかよし会で、2階はそういう展示とかがいろいろあったのですけれども、なかよし会の人数とかはかなりいるのでしょうか。全館となるとあれですけれども、その辺について。

それと、このところは、介護福祉の学生とかが結構実習とかでいろいろ使っているのですけれども、今後、そういう意味では、この利用価値というのかな、それがなくなると学生が、弘前医療福祉大とかいろいろあるので、そういう人たちに対しては今後、そういうところがなくなると学生にとってはどうなのかなというところなのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○福祉総務課長（秋田美織） まず、現在の職員体制でございますが、現在は会計年度任用職員が1名、福祉総務課の業務と兼務でございました。1名です。予約に応じてテクノハウスに出張していくような形で対応をしておりました。今後は、福祉総務課の業務に専務となる予定でございます。

なかよし会につきましては、後ほど子ども家庭課のほうから説明していただくこととして、私のほうからは、続いて学生の見学について御説明いたします。

直近で、学校のほうから見学に見えている福祉人材の養成校は3校ございます。弘前学院大学と弘前医療福祉大学、また弘前医療福祉大学の短期大学部の三つでございました。この3校に対しましては、利用者の減少や福祉機器の老朽化に伴い閉館を検討しているということで御説明に伺っておりました。その際は、非常に残念であるけれども仕方ないねと。ただ、館内に機器が様々ございます。これらにつきましては耐用年数を経過しているので、市としては基本的には廃棄の予定なのですが、この学校から、事実上利用できるのであればぜひ、貸与なり、御検討いただきたいということで御意見を頂戴しております。それにつきましては、前向きに検討したいと考えております。

見学していただいた方の、代替の施設なのですが、弘前市内には同様の機能を有する施設はございませんが、青森市の県民福祉プラザ内に介護啓発・福祉機器普及センターというのがございます。これは青森県、秋田県を所管する施設でございまして、先進機器を体験することができるということで、介護人材養成の場としてはむしろ適当な施設であると考えておまして、こちらを御紹介しております。

○**こども家庭課長補佐（川田哲也）** なかよし会の利用人数についてお答えいたします。

令和2年4月1日現在で67名の登録となっております。参考までに、平成25年4月1日の登録人数は44名となっております、毎年上下はあるのですが、だんだん人数が増えているという状況です。

○**20番（石田 久委員）** この条例案の概要の中で、廃止理由の中に、当初できたときはすばらしい施設だなというふうに思っていましたけれども、介護保険制度云々と書いている中で、「機器が更新されていないことにより」というところなのですけれども、どうして更新しないのか。私も、課長が言われた青森市の県民福祉プラザのところも見ましたけれども、遠いですし、逆に青森市よりも、あっちのほうよりも弘前市のほうがそういう学生、医療福祉大学とかいろいろなところがあるわけなのですけれども、本当はもっとこちに医療・福祉のそういうものがあってもいいのかなというふうに思っているわけなのですけれども。

それが今回、廃止ということになると。では学生は、今度から青森市に行きましょうというのは、まず行かないと思うのですけれども。その辺について、当初できたときから機器がなぜ更新されなかったのかと。国とか県からそういう補助金 coming している中で、あとないのかなというところが、もっともっと、在宅とかそういうところを目指す中でこの施設は本当に重要なというふうに思っていたのですけれども、その辺について、今後は、では弘前市内ではどこに行けばそういうのがあるのか。さっきの話だとないのかなと思うのですけれども、青森市まではちょっとあれだなというふうに思うのですけれども、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

○**福祉総務課長（秋田美織）** 先ほど市内に同様の施設はないというふうに申し上げたのですが、学校から御意見を伺う中では、介護福祉機器の事業者のほうに勤めている方もいらっしゃる。今後は、そういったところの協力を得ながら、実際に売っているもの、現行で体験できるものを見ていただくというのでも検討できるかなというお話も伺っております。

更新についてですが、更新には2400万円程度の経費が見込まれておりました。学校からの見学者は、当初は2,000人を超える利用者があったのですが、5年後には600人台になるなどといった状況にございました。介護人材の養成校の学生そのものの減少というのも相まって、なかなか、経費を出して、費用対効果といいますか、そこには補助も当たりませんでしたので、更新するには至らなかったという状況にあります。

学生たち、三つの学校から現在もおいでいただいているのですが、多いところで1年に1回、少ないところでは在学期間中に1回くらいの頻度でお見えになっておりますので、もちろん利便性からいえば市内にこういう施設があるというのは非常に便利かと思うのですが、年に1回とか4年に1回とかの範囲で青森市に、先進機器を体験していただくというのもまた、御検討されてもいいのかなと考えてございます。

○16番（小田桐慶二委員） このウェルフェアテクノハウスが、これまでは福祉部の所管ということになるわけですが、この条例を廃止することによってこの所管はどうなるのですか。

○福祉総務課長（秋田美織） 現在は、健康子ども部のほうに所管換えをする見込みとなっております。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時15分 散会】